

1. 発注書

1.1 本一般取引条件（「GTC」）は、本取引に関与する **Cordis** 事業体（「買主」）が発注する発注書（「PO」）の不可欠な部分であり、本 **GTC** は発注書に添付されるものとする。「売主」とは、本 **PO** で特定されるサプライヤーをいう。売主の条件が本 **GTC** と矛盾する場合、書面による買主の明示的な同意がない限り、当該条件は適用されないものとする。

1.2 売主は、PO の受領後 10 日以内に PO の受諾を確認しなければならない。売主が PO の受諾を確認しなかった場合、(i) 何らかの方法による履行の開始、(ii) 請求書の提出、(iii) PO に関連した支払いの受諾のいずれかにより、売主が PO を無条件で受諾したものとみなされる。買主は、売主の書面による承諾の受領前であれば、いつでも売主に書面で通知することにより、PO を取り消す権利を留保する。

1.3 すべての契約文書は、相互に説明し合うものとみなされる。矛盾が生じた場合、文書は次の優先順位に従って解釈され、優先される。

- PO (PO に組み込まれた特定の条件を含むが、優先すべき PO に明示的に記載されている場合を除き、PO の付属文書を除く)
- 本 **GTC**
- 場合により、PO の付属文書および/または PO において参照されている文書

2. 再委託

商品および/またはサービスの供給は、書面による買主の事前承認なく、その全部または一部を再委託することはできない。売主は、再委託先の作為または不作為について常に責任を負う。「商品」とは、買主が購入した物品のうち、PO に記載されたものをいう。「サービス」とは、買主が購入したサービスのうち、PO に記載されたものをいう。

3. 変更

買主は、書面での注文により、売主が提供する商品および/またはサービスをいつでも変更できる。また、売主は、これらの変更が不当でない限り、かかる要求された変更に従うものとする。買主が要求した変更により PO 価格または履行に要する時間の増減が生じた場合、相応の調整を行い、それに応じて PO を書面で変更するものとする。売主は、書面による買主の明示的な事前承認を得ず、PO に基づく履行のために買主が提供または指定した仕様その他の記述を変更してはならない。書面による買主の明示的な事前承認を得ずに PO の変更または追加が行われた場合、買主はこれに拘束されないものとする。

4. 引渡し、輸送/梱包、製品安全データシート

4.1 PO で指定されたサービスの実施および/または商品の引渡しの日付または期限は、絶対的な期限であり、売主による商品の引渡しおよび/またはサービスの実施に関しては、期限が重要な要素である。

4.2 商品の引渡しおよび/またはサービスの実施が遅延する可能性がある場合、売主は買主にできる限り速やかにその旨を通知し、かかる遅延の影響を最小限に抑えるために採用または提案する措置を書面で明示するものとする。

4.3 商品および/またはサービスは、PO に記載されている引渡し条件がある場合、それに従って引渡しなければならない。

4.4 売主は、買主が提供する出荷、梱包、マーキング、資材取扱いに関する指示を遵守しなければならないが、かかる規定は、売主の勤勉な専門家としての義務および買主の正確なアドバイスとしての義務を免除するものではない。売主は、買主が合理的に要求する場合、詳細かつ正確な輸送文書を適時に買主に提供しなければならない。

4.5 法律で義務付けられている場合、適切な製品安全データシート（「MSDS」）およびラベルが各出荷に先立って提供されるか、各出荷に添付される。さらに、売主は、法律で義務付けられている最新の **MSDS** およびラベルを買主に送付するものとする。売主によって生じた有害廃棄物はすべて、合法的な方法で、かつ現行のすべての規制要件に準拠して廃棄するものとする。

5. 遅延違約金

売主が PO で指定された引渡し期限内に商品の引渡しおよび/またはサービスの実施ができなかった場合、買主に起因する理由を除き、買主は、別途通知を行うことなく、期限到達時から 1 週間の遅延につき付加価値税抜き PO 合計価格の 3%（付加価値税抜き PO 合計価格の 15% を上限とする）の割合でいつでも違約金を適用できる。週が始まる毎に、当該週に対する違約金が発生する。買主は、当該違約金を購入価格から差し引くことができる。遅延による本違約金は、PO に基づく買主のその他の権利および救済を損なうことなく適用されることに明示的に同意するものとする。

6. 品質基準への適合

売主は、(i) 売主が PO に基づく義務の履行に関連するすべての事実および状況を熟知していること、(ii) 商品および/またはサービスの供給が、適時、安全かつ専門家の採用する方法に従い、適格かつ有能な人員によって行われ、最高の専門的品質であること、(iii) 売主が PO の履行に必要なすべての専門知識、設備、および機器を備えていることをここに保証する。商品および/またはサービスは、引渡しまたは実施の時点において、意図された用途に適しており、かつ (i) すべての仕様、(ii) 現在適用されているすべての基準、法令、ならびに (iii) 通常の品質基準に適合しているものとする。

7. 検査

買主および/または買主が承認した第三者は、商品および/またはサービスの検査および試験を含む、PO に基づく売主の履行を適切なタイミングで検査することができ、売主および/または再委託先の関連施設に完全かつ自由にアクセスできる。商品および/またはサービスの受領後、買主は、独自の裁量により、その時点またはその後の任意の時点で、いつでも、商品および/またはサービスまたはその一部を検査できる。買主による受領後に商品および/またはサービスの試験実施が PO に含まれている場合、買主が満足する形で当該試験に合格するまで、商品および/またはサービスが完了したとはみなされない。買主による試験の承認、買主による検査または試験、その権利放棄または不履行は、いかなる場合も、買主による作業または製品の受け入れを意味するものではなく、(i) 売主が PO の条件（適用されるすべての保証を含むがこれに限らない）に従う義務を免除すること、および (ii) 潜在的瑕疵、詐欺、重大な間違いに関する結論とはならない。不合格となった商品は、売主に返却されるか、当該不合格品または返却品の交換のために買主が保持できるが、いずれの場合もそのリスクと費用は売主の負担とする。

8. 所有権の移転

買主は、商品および/またはサービスの結果が実際に買主に引渡された時点で、その所有者になるものとするが、該当する場合は、買主が満足する形ですべての受領手続きが完全に完了した後には所有権の移転が行われるものとする。

9. 価格、支払い、税金

9.1 PO に記載された価格は、PO の期間中、最終的かつ確定的なものである。PO 価格には、商品の引渡しおよび/またはサービスの実施により売主が責任を負う可能性のあるあらゆる種類の税金、関税、および課徴金の支払いが含まれており、売主はその支払いに責任を負うものとする。

9.2 すべての支払いは、PO に明記された条件に従って行われる。

9.3 請求書には、PO の完全な参照を記載するものとし、売主が対応する義務を完全に履行することを条件として、PO に規定された期日に従い、売主が請求書を発行するものとする。

9.4 PO に別段の定めがない限り、PO に基づき買主が支払うべき金額および売主が請求する金額に異議がない場合は、その全額を請求書の受領日から 90 日以内に支払うものとする。

9.5 別段の矛盾する規定がない限り、買主は、売主が PO で指定された商品および/またはサービスのすべてを買主に引渡し、なおかつ売主が本契約に基づくすべての義務を履行するまで、売主への支払いを保留できる。

10. 秘密保持、知的財産

10.1 各当事者は、PO に関連して他方当事者から開示された専有情報または秘密情報および資料の秘密を厳格に保持しなければならない（ただし、買主が商品および/またはサービスの一部として売主から受領した当該情報および資料を買主の関連会社に開示することについては禁止しないものとする）。

10.2 PO に関連して買主が提供した図面、仕様、その他のデータを含むすべての情報およびノウハウ、ならびに当該情報およびノウハウから派生した文書またはデータは、引き続き常に買主またはその関連会社（場合に応じて）の財産であるものとし、売主は PO を履行する目的でのみこれらを使用できる。PO の履行により生じる知的財産権は、買主に帰属する。

10.3 売主は、商品および/またはサービス、ならびに売主により、または売主に代わって提供される資料、デザイン、その他の著作物または情報（その使用を含む）が第三者の知的財産権を侵害していないことを表明および保証し、売主は、その侵害の疑いまたは実際の侵害に基づくすべての請求および責任について、買主を防御、補償、免責する。買主は、買主に引渡された商品および/または実施されたサービスに組み込まれたすべてのシステム、プログラム、文書、ノウハウ、その他の知的財産権を使用する、取消不能、ロイヤリティ不要、無制限の世界規模の権利（あらゆる階層レベルに再使用許諾する権利を含む）を有する。

11. 法令遵守および基準への適合

11.1 買主および売主は、最高度の倫理と誠実さをもって事業を行うことを約束し、特に米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国の 2010 年贈収賄防止法、その他制定されたすべての適用される腐敗行為防止法を含む、すべての現地および国際的な関連法令の文言と精神を遵守する。売主は、売主、その取締役、従業員および役員が、直接的または間接的に、金銭その他の利益または価値のあるもの（「利益」）を (a) 他者に申し出、提供、許可、約束をしないこと、および (b) 他者に要求したり、他者から受諾したり、受諾に同意したりしないこと（かかる利益が、公的な立場にある受領者に不適切な影響を及ぼし、ビジネス上の利益を得ることが目的である場合、またはかかる利益が適用法の違反となる場合）を約束する。買主は、本第 11 条を遵守できるようにするために、正当な通知を行ったうえで、独立した監査人が売主の帳簿および記録の監査を実施するよう手配する権利を有する。売主は、当該監査中に合理的に協力し、関連するすべてのファイルおよび記録に監査人がアクセスすることを許可するものとする。

11.2 買主および売主のそれぞれは、(i) 原産国表示規則を含む、適用されるすべての関税法および輸出入法、(ii) 売主による商品またはサービスの製造および提供において児童労働またはその他の児童の搾取を禁止している、適用される法律、条約、協定、規制を含むがこれらに限定しない、それぞれの事業に関連する、国際および地域のすべての適用法令を厳格に遵守することに同意する。売主は、以下のものを含むがこれらに限定されない、その事業に関連する、国際および地域のすべての適用法令を厳格に遵守することに同意する。(i) 売主が事業を行っている法域の現地および国内の法律および規制に準拠した賃金および給付、または一般的な現地基準の方が高い場合はその国の一般的な現地基準に則った賃金および給付を提供することにより、それぞれの従業員に公正な報酬を与える適用法令、(ii) 1 日および 1 週間あたりの労働時間数を定める適用法令（現地の規制と整合した時間数とし、かつ過度な時間数であってはならない）、(iii) 健康的で清潔かつ安全な労働環境を保障する適用法令（売主は、労働に関連した事故、傷害、疾病を防止し、最小化するための文書化された安全衛生に関する方針およびシステムを有し、維持しているものとする）。

11.3 売主は、その事業の過程において、人種、宗教、性別、肌の色、民族的出自、年齢、身体障害、性的指向、性同一性/性表現、妊娠の有無、婚姻状況、信条に基づくいかなる差別的慣行にも関与してはならない。

11.4 売主はさらに、(i) 本契約に基づく義務の履行に必要なすべてのライセンス、許可、承認、登録および資格を完全に有効な状態で維持し、(ii) 本注文の履行に関連するすべての記録を適用法に従って、ただし 4 年を下回らない期間維持することを表明、保証、および証明する。

12. 安全衛生

売主は、PO の一部として実施される作業、特に必要に応じて、第三者企業により現場で実施される作業に適用される、安全衛生に関する指示を定めた有効な法令を遵守するものとする。売主（および/または売主の再委託先）が買主の現場に存

在する、または買主の現場で活動する場合、売主、および場合に応じて売主の再委託先は、環境安全衛生に関する規則および要件を含む買主の社内規定（該当する場合）に常に従わなければならない。

13. 保証

13.1 適用される法的規定を損なうことなく、売主は、POに基づき引渡されるすべての商品が

- (i) 新品であること（書面による別段の明示的な同意がある場合を除く）、
- (ii) 設計上、材料上および製造上の瑕疵がないこと、
- (iii) 意図された目的に適合し、安全であること、
- (iv) 第三者の知的財産権を侵害していないこと、
- (v) POに従っていること、
- (vi) すべての先取特権および担保が設定されていない状態で引渡されていることを保証する。

13.2 POに別段の定めがない限り、保証の契約期間は、商品および/またはサービスの結果が使用開始された日から24ヵ月間とする。瑕疵による影響を受けた商品を交換または修理（部分的な交換または修理を含む）した場合、修理または交換の日から24ヵ月間、該当する本商品および/またはサービスを対象とする保証期間が新たに適用開始されるものとする。潜在的な瑕疵の場合、保証期間は潜在的な瑕疵を発見した時点から開始される。

13.3 保証期間中に商品および/またはサービスのいずれかの部分に瑕疵があった場合、またはその他の点において契約条件に適合していなかった場合、買主は、自らの選択により、売主の費用負担で瑕疵を是正するよう売主に要求するか、PO価格の公正な引き下げを条件として瑕疵のある作業または製品の受け入れを選択できる。売主が、相当の配慮を払ったにもかかわらず、買主が指定した期間内（または買主が要請してから合理的な期間内）に瑕疵を是正できなかった場合、またはかかる行為がその他の状況により合理的に正当化されている場合、買主は、売主の費用およびリスクにおいて、自らまたは第三者を通じて瑕疵を是正できる。瑕疵が非常に重大で、商品および/またはサービスが意図した目的に使用できない場合、そのような使用が著しく損なわれている場合、または瑕疵が繰り返し発生した場合、買主は、当該の商品および/またはサービスを拒否し、売主の費用およびリスクにおいて売主に返却し、支払済みの金額を利息付きで回収できる。本条に記載されている救済は、POを終了する権利を含め、買主のその他の権利および救済を損なうものではない。

14 適時履行の不能。

商品が時間通りに出荷、引渡し、または履行されなかった場合、または売主によるその他のPOの不履行が発生した場合、買主は、その選択により、売主に対する損害賠償請求を放棄することなく、その全部または一部について、(a) POを取り消すこと、(b) 売主の費用において商品の全部または一部を売主に返却すること、または(c) 代替品を取得することができる。この場合、売主は、買主に対し、購入価格と買主が代替品または交換品に対して支払った価格との差額を支払うものとする。買主は、本条に基づき売主が支払うべき金額を軽減するために、合理的な商業的努力を払うものとする。

15 第三者請求

売主は、POの履行または不履行に起因または関連して発生し、人身傷害、死亡、第三者の財産の損傷または破壊、第三者の権利に対するその他の企てにつながるあらゆる請求、責任、費用（弁護士費用を含む）について、買主、その代理人、従業員、役員、取締役を免責し、防御、補償する。

16.補償。

売主は、合理的な弁護士費用を含む全ての罰金、違約金、請求、責任、損害、損失、費用、環境に関する請求または責任のうち、以下に関連する、以下を原因とする、または以下に関連して発生するものについて、買主、その後継人、譲受人、役員、取締役、従業員を防御、補償、および免責するものとする。(i) 商品/サービスの瑕疵またはその他商品/サービスのPOの条件に対する不適合、(ii) 保証違反を含むPOの取項に対する違反、(iii) 商品/サービスが適時に提供できなかった場合（買主の保険費用を含む）、(iv) 商品が適用される連邦法、州法、現地法、条例、規制、規則、宣言、解釈、命令の要件を満たしていなかった場合、(v) 売主による詐欺、過失または故意の不正行為、(vi) 売主の従業員による買主に対する請求、および(vii) 商品のリコール。ただし、上記のいずれかが買主の過失または故意の不正行為に起因する場合を除く。本項に基づく請求があった場合、買主は、自らの選択により、POを取り消すか、注文済み商品/サービスの残りにについて、その受け入れを延期できる。買主が商品/サービスの使用を禁止された場合、売主は、買主の選択により、商品/サービスを継続して使用する権利を買主のために確保するか、商品/サービスを実質的に同等の商品/サービスに交換するか、買主が使用できるように商品/サービスを変更するか、POに記載されている価格で商品/サービスを再購入するかいずれかを行うものとする。

17. 責任の制限。

買主は、偶発的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、結果的損害、または逸失利益について、たとえそのような可能性が通知されていたとしても、一切の責任を負わないものとする。POに基づく買主の累積責任は、いかなる場合も購入価格を超えないものとする。

18 保険

売主は、POで定義された義務に基づく民事および専門職の賠償責任を補償する保険契約に加入するものとする。POの対象に関して適切な金額で、これらの保険契約に加入するものとする。売主は、買主からの最初の要請に応じて、対応するリスクを補償する保険証書を提供するものとする。これらの保険証書には、保証の額と範囲、および有効期間が記載され、またそれに関連する保険料の支払いがなされたことが明記されるものとする。売主は、POの条件に基づく義務を負っている限り、保険契約を有効に維持することを約束する。履行期間中に、保証の範囲および/または対象となる資本に変更があった場合、買主に遅延なく通知し、新たな保険証書を買主に送付するものとする。

19 不可抗力

不可抗力により、契約上の義務の履行に妨害、制限、または遅延が発生した場合、その義務を負う当事者は、この妨害、制限、または遅延に起因する一切の責任を免除され、履行のために与えられていた期限はそれに応じて延長されるものとする。不可抗力の被害者である当事者は、不可抗力とみなされる事象の発生から5営業日以内に他方当事者に書面でその旨を通知し、そのような事態の結果を最小限に抑えるため、特に商品および/またはサービスの履

行における遅延の可能性を回避または限定するためにあらゆる合理的な措置を講じるものとする。

20 停止、終了

20.1 買主は、売主に送付される受領通知付き書留郵便による通知を通じて、いつでもPOの履行を停止する権利を留保する。このような場合、売主は、かかる停止に対する唯一の補償および救済として、停止により発生したことを正当に証明した直接的な費用の払い戻しを請求できる。

20.2 買主は、以下のいずれかの場合には、他の利用可能な権利または救済を損なうことなく、書留郵便によりPOを終了できる。(a) POの履行が30暦日以上遅延するような不可抗力事由が発生した場合、または(b) 他方当事者がPOに基づく義務に違反し、違反していない当事者から当該違反に関する書面による通知を受け取ってから15暦日以内に当該違反を是正していない場合。

20.3 買主は、1ヵ月前までに書面で通知することにより、都合の良い時にいつでもPOを終了させることができる。このような場合、売主は、POの履行からその終了までに正当に発生した、直接的、合理的かつ正当な費用の補償を買主に対して請求できる。ただし、売主が契約上の義務を遵守していること、および売主にはそれ以外にそれらの費用を回避または回収する手段がない場合に限る。この補償は、いかなる場合もPOの金額を上回ることはいできない。

21 譲渡

売主は、書面による買主の事前同意なく、POの全部または一部を譲渡することはできない。買主は、売主に書面で通知することにより、POもしくはその一部、または利益、義務、権益を買主の関連会社または子会社に譲渡または移転できる。

22 準拠法、裁判地

POは、抵触法の規定にかかわらず、日本の法律に準拠するものとする。1980年にウィーンで締結された国際物品売買契約に関する国際連合条約（UNCISG）の適用は、明示的に除外される。本POに関連するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

23. 雜則

23.1 本契約に基づき、POの期間中に本契約の両当事者が負うすべての保証、責任、補償、知的財産、秘密保持に関する義務および責任は、その期間の延長も含め、POの終了後も存続するものとする。

23.2 売主は、本契約により、自らが独立した販売者であることを認める。POは、両当事者間における代理関係、提携関係、合併関係、またはパートナーシップ関係を構築するものとも、いずれかの当事者にパートナーシップの義務や責任を課すものとも解釈されないものとする。いずれの当事者も、書面による別段の明示的な合意がない限り、他方当事者のためにPOまたは保証を締結したり、他方当事者の代理を務めたり、他方当事者の代理人もしくは代表者として行動したり、他方当事者を拘束したりするいかなる権利、権力、権限も有しない。

23.3 売主は、本契約に際して、売主がPOの履行および締結に必要とするすべての自然人に関連する個人情報を買主に提供すること、および今後提供すること同意する。売主は、上記の自然人からこれらのデータを適切に収集することについて、完全かつ単独で責任を負う。売主が買主に提供する個人データは、関連するデータプライバシー規制に従って取り扱われる。

23.4 POは、すべての記載事項に関する当事者間の完全な合意と理解を含んだものとなり、過失や悪意の有無にかかわらず、PO締結以前のいずれかの時点でPOの条件として明示的に組み込まれていない事前の口頭および書面によるあらゆる表明に優先する（ただし、不正な表明は明確に除外される）。いずれの当事者も、POの締結前に行われ、POの条件として明示的に組み込まれていない他方当事者による表明（口頭または書面のいずれによるかを問わない）に依拠した状態でPOを締結していないことをここに認め、確認する。

23.5 いずれの当事者の権利も、当該当事者による差し控えや猶予、または行使遅延や不行使によって損なわれることも制限を受けることもなく、いずれかの当事者による違反に対するいかなる権利放棄も、違反内容の相違にかかわらず、その他の違反およびさらなる違反に対する権利放棄とはみなされない。

23.6 両当事者が書面で合意し、署名した場合を除き、いずれの当事者も、POのいかなる変更、追加、削除にも拘束されないものとする。

23.7 いずれの当事者も、書面による他方当事者の明示的な事前同意なしに、プレスリリースその他の公表を行わない。ただし、適用法または政府当局が要求する場合はこの限りではなく、この場合にはプレスリリースまたは公表を行う必要がある当事者は、プレスリリースの発行または公表の前に、プレスリリースまたは公表の形式、内容、および範囲について他方当事者の承認を得るために商業上合理的な努力を払うものとする。売主は、本契約のいずれの条項についても、Cardinal Healthの販売担当者に対して公表しないことに同意する。

23.8 POに基づくいずれかの当事者に対する通知は、書面で行ったうえで手渡しするか、POに記載されたそれぞれの住所宛てに宅配便、郵便、電子メールもしくはファクシミリで送付しなければならない。いずれの当事者も、他方当事者に書面で通知することにより、その指定した住所を変更できる。日常業務に関する連絡は、電子メールで行うことができる。